第３章　その他プラスチック製容器包装類の分別について

１．ごみ処理基本計画における廃プラスチックの処理について

本市では、ペットボトルと白色トレイを除いたその他プラ容器を、燃やすごみとして、収集、焼却処理を行っています。基本計画では、焼却施設の更新を進める上で、特にその他プラ容器をどのように適正処理するかについて、検討することとしています。

表３－１　プラスチック類の処理方針

区分		処理方針
容器包装	ペットボトル	材料（マテリアル）リサイクルの推進
	白色トレイ	材料（マテリアル）リサイクルの推進
	その他のプラスチック	・焼却処理（現状施設） ・熱回収施設への更新時期に処理方法の検討を行う。 ・広域的な取組を行う場合や、新たな処理技術開発等が進んだ場合は、検討を行う。
容器包装以外のプラスチック		・破砕処理後、焼却処理（現状施設） ・熱回収施設への更新においても、引き続き、ごみ焼却によるサーマルリサイクルを行う。

２．循環型社会形成に向けた基本原則

循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）では、環境負荷をできる限り低減するという観点から、基本原則として、以下の優先順位が定められました。

その基本原則に基づき、市民・事業者・行政が意識を高めるとともに、持続可能な循環型社会に向けた各種取り組みを実施することとしています。

❶ 発生抑制（リデュース）	・まずは、ごみそのものの発生を抑制
❷ 再使用（リユース）	・使い終わったものでも繰り返し使用
❸ 再生使用（マテリアルリサイクル）	・再使用できないものでも、資源としてリサイクル
❹ 熱回収（サーマルリサイクル）	・リサイクルできないものでも、焼却処理する際には、余熱利用
❺ 適正処分	・循環的利用ができないものは、適正に処分

３．容リ法制度

上記の循環型社会形成推進基本法に基づき、個別法が制定されており、それぞれが機能することで、適正に循環型社会の形成が推進されることを目指しています。その個別法には、容リ法が含まれています。

容リ法は、ライフスタイルの多様化や消費者意識の変化等に伴い、一般廃棄物の排出量は増大し、最終処分場の残余年数もひっ迫する中、家庭ごみに占める割合が容積比で約６割に達する容器包装廃棄物を対象に、資源として有効利用を進め廃棄物の減量を進めることを目的として制定された法律です。

容リ法は、拡大生産者責任を基本とした制度であり、その他プラ容器を含む容器包装廃棄物の分別処理を進めるため、市民、事業者、行政の役割を示し、(財)日本容器包装リサイクル協会を指定法人として、再商品化を着実に進める仕組みをつくっています。

市町村に対しては、分別収集に必要な措置を講じるよう努めることとされ、本市においても、分別に対する考え方を含め、一定の責任を果たすことが求められています。

４．分別の現状

（１）分別の実施状況

平成 12 年度にプラスチック製容器包装が容リ法の対象に加えられて、平成 12 年度の全国での実施状況は 27.3%でしたが、分別収集する市町村は年々増加し、平成 23 年度は 74.2%（全市町村（1,742）のうち 1,293 市町村で実施）に増加してきています。

（２）京都府の現状

京都府内でのプラスチック類の分別状況は、表３－２に示すとおりです。

この表をみると、城南衛生管理組合の構成市町の分別予定を含めて、京都府内では、本市を含めた２自治体がペットボトルを除くその他プラ容器の分別を実施していないことがわかります。

表３－２　京都府管内でのプラスチック製容器包装の分別収集状況

市町村名	プラスチック類			
	ペットボトル	食品トレイ	発泡スチロール	その他プラ容器
京都市	（缶・びんとあわせて収集）	プラスチック製容器包装		
向日市	ペットボトル	その他プラスチック		
長岡京市	ペットボトル	その他プラスチック		
大山崎町	ペットボトル	その他プラスチック類		
宇治市	ペットボトル	発泡トレー類		（平成27年1月より分別予定）
城陽市	ペットボトル	発泡食品トレイ・発泡スチロール		（平成27年1月より分別予定）
久御山町	ペットボトル/キャップ	発泡食品トレイ・発泡スチロール		（平成27年1月より分別予定）
八幡市	ペットボトル	発泡食品トレイ・発泡スチロール		（平成27年1月より分別予定）
京田辺市	ペットボトル	－	－	－
井手町	ペットボトル/キャップ	発泡食品トレイ・発泡スチロール		（平成27年1月より分別予定）
宇治田原町	ペットボトル	発泡食品トレイ・発泡スチロール		（平成27年1月より分別予定）
木津川市	ペットボトル	ビニール・プラスチック容器包装		
笠置町	ペットボトル	プラスチック容器		
和束町	ペットボトル	プラスチック製容器包装		
精華町	ペットボトル	プラスチック製容器包装		
南山城村	ペットボトル	プラスチック製容器包装		
亀岡市	ペットボトル	プラスチック製容器包装　平成26年10月より分別		
南丹市	ペットボトル	ビニール類		
京丹波町	ペットボトル	ビニール類		
綾部市	ペットボトル	白色トレイ	－	－
福知山市	ペットボトル	容器包装プラスチック		
舞鶴市	プラスチック製容器			
宮津市	ペットボトル	発泡スチロール類		プラスチック製容器包装
伊根町	ペットボトル	食品トレイ	発泡スチロール	その他プラスチック製容器包装
与謝野町	ペットボトル	発泡スチロール類		その他プラスチック製容器包装
京丹後市	ペットボトル	その他プラスチック容器包装類		

資料：「平成24年度一般廃棄物事業実態調査（府独自調査）（京都府）を基に加筆・修正

（３）本市の現状

本市では、現在、容リ法が対象としているその他プラ容器の内、白色トレイのみを一部店舗及び拠点により回収を実施しています。平成 25 年度の拠点での白色トレイ回収量は約３ｔとなっており、収集の燃やすごみにその他プラ容器が約 757t（平成 25 年度収集の燃やすごみ量 12,348ｔの約 6.13%）※1含まれると見込まれます。

※１　資料：「平成 23 年度京田辺市家庭系ごみ組成分析調査」（平成 24 年３月）より

５．市民意識の現状

平成 24 年度に実施した京田辺市ごみに関する市民意識調査の状況をみると「分別区分を新たに増やして資源ごみを分別収集することについて」、市民は「どちらともいえない」が 36.7%と最も多く、次いで「どちらかというと分別収集すべきである」が 23.8%、「分別収集すべきである」が 17.9%となっていました。

【　質問：分別区分を新たに増やし、資源ごみとして収集した方がよいと思いますか。】

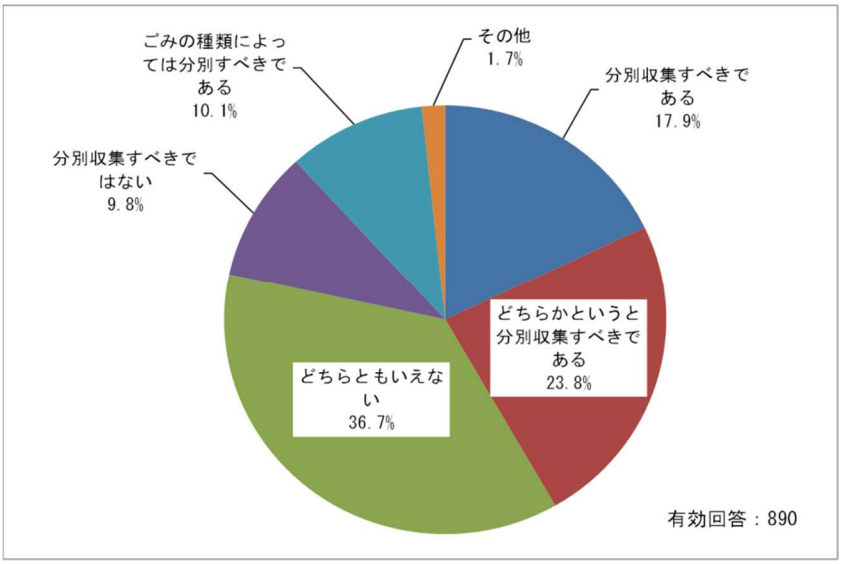

分別区分を新たに増やし、資源ごみとして収集した方がよいと思いますか。		回答数	構成比
1	分別収集すべきである	159	17.9%
2	どちらかというと分別収集すべきである	212	23.8%
3	どちらともいえない	327	36.7%
4	分別収集すべきではない	87	9.8%
5	ごみの種類によっては分別すべきである	90	10.1%
6	その他	15	1.7%
	計	890	100.0%
7	無回答・無効	51	－
	合計	941	－

資料：「平成 24 年度京田辺市ごみに関する市民意識調査」より

図３－１　市民意識調査の結果（新たな資源ごみ分別収集）

一方、分別すべきでない主な意見としては、「面倒」、「プラスチックをわけるのはとても大変だから」、「高齢者にはできない」、「資源ごみとして本当に活用されているのか疑わしい」、「家庭のごみ箱を増やさなければいけないし、保管場所に困る」などその他プラ容器の分別に対し、市民の様々な視点の意見が見られました。

このような意見を踏まえ、もし将来において分別収集を取り組むことになれば、多様な素材、形態のその他プラ容器の分別には、分別収集する自治体からの丁寧な情報発信と排出者である市民の理解、地道な行動が求められます。

６．分別収集の目的

その他プラ容器の分別収集は、容リ法により市町村の“責務”として求められるものであり、廃棄物処理法においては、一般廃棄物の処理を市町村の固有事務としています。

本市においては、リサイクル率が 16.0%［H25］と全国平均（20.4%[H24]）と比較して４ポイント低い状況であり、資源化への取り組みが必要となっています。その必要性は、以下の４点に示すとおりです。

①ごみ焼却量の削減

今後、人口減少・少子高齢化により、ごみは減っていくと言われていますが、本市は少ないながらに人口は増えており、ごみは必ず毎日出されます。将来にわたり、安定した収集・処理サービスを適正に継続して行っていくには、ごみ焼却施設への負荷の軽減や長期安定稼働、最終処分場の延命化などに取り組む必要があります。そのためには、ごみ焼却量の削減が大きな目的となります。

②リサイクルの推進

本市はこれまで様々なリサイクルを促進していますが、それでも全国に比べてリサイクル率が低い状況にあります。また、全国で多くの自治体が分別収集し、リサイクルをしています。したがって、リサイクルの推進のためには、その他プラ容器の分別収集は不可欠です。

③環境負荷の低減

本市における温室効果ガス排出量の大部分は焼却施設です。それは燃やすごみにプラスチックが含まれているからです。したがって、その他プラ容器を分別収集することにより焼却施設からの温室効果ガス排出量の削減が期待できます。

その他プラ容器は、化石資源を原料としており、その燃焼により温室効果ガスである二酸化炭素が排出されることになります。分別してリサイクル処理する際においても、

エネルギーを消費し、それに伴い二酸化炭素を排出することから、全体の環境負荷を考慮する必要があります。

これに関しては、国が評価した結果（図３－２）をみると、焼却処理をしないで、分別・リサイクルをすることで、二酸化炭素の排出量削減に効果が見込めることと試算されています。

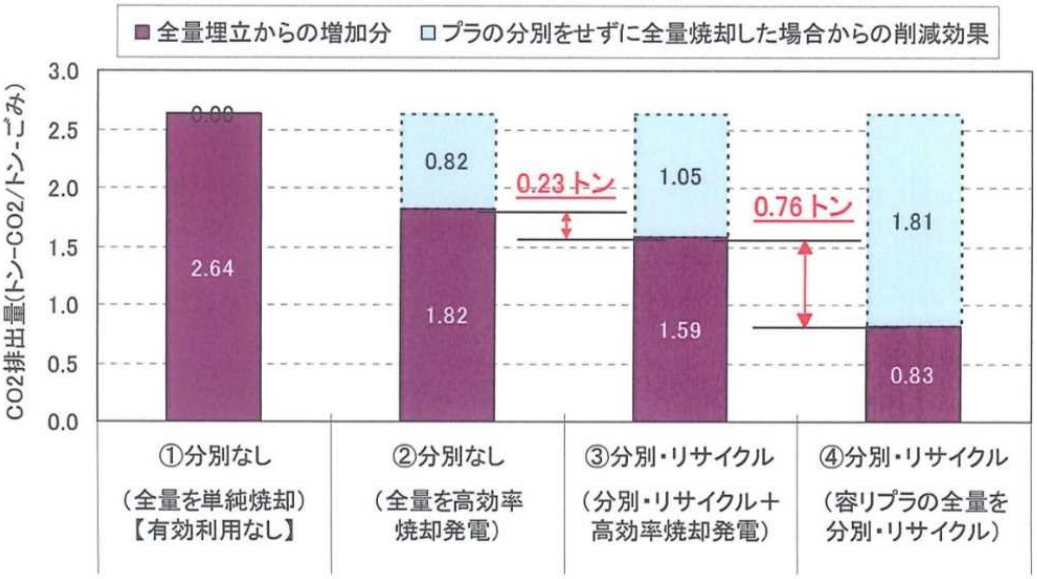

※資料：「プラスチック製容器包装の再商品化に伴う環境負荷の削減効果について（お知らせ）」
（環境省報道発表資料、平成 21 年 9 月 15 日）

図３－２　その他プラ容器の再商品化に伴う環境負荷の二酸化炭素削減効果

④市民意識の向上（動機づけ）

ごみの減量やリサイクルの推進を図るためには、市民の協力が不可欠です。市民意識調査では、ごみ問題に対しての関心が高いことが伺えました。（図３－３参照）

しかし、関心があっても実際の行動となると別になってしまうことが多いように考えられます。したがって、容器包装プラスチックを分別収集することにより、実情に伴うように、市民意識を向上（動機づけ）していくことが目的となります。

【　質問：ごみ問題にどのくらい関心がありますか。　】

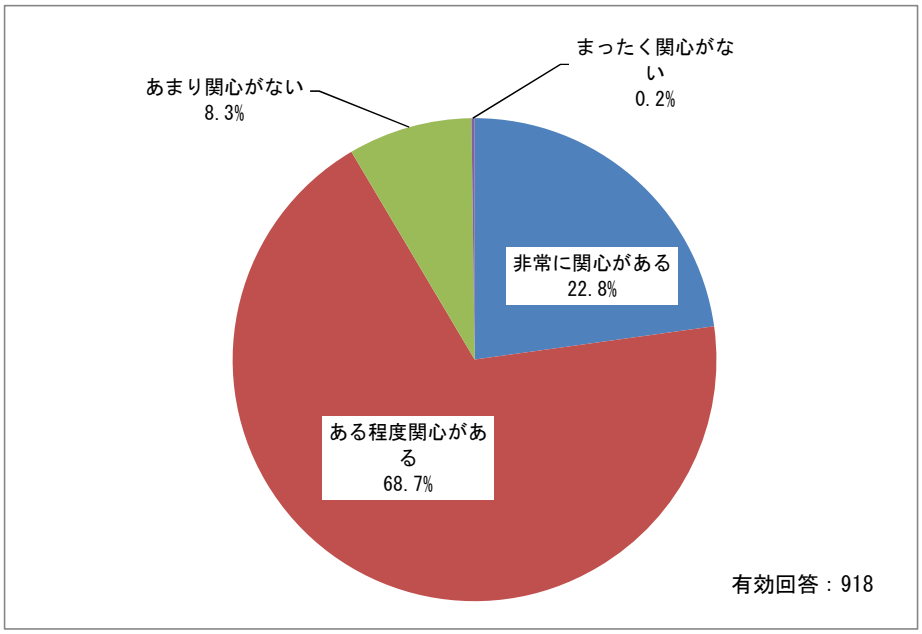

資料：「平成 24 年度京田辺市ごみに関する市民意識調査」

図３－３　市民意識調査の結果（ごみ問題の関心）

７．分別の種類

ごみの分別は、市民が毎日行うことであることから、分かりやすさがまず求められることになり、ごみ減量行動の持続につながります。そして分別後の収集・運搬、再生利用などの処理工程において効率的に行えるような、分別の対象となる種類を選定していく必要があります。

（１）分別対象物の状況

その他プラ容器は、形状・用途が多種多様で、かつ紙や金属など複合素材からできているものもあり、分別において「分かりやすさ」や「簡易さ」が必要となります。

そのため、多くの自治体が、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成３年法律第 48 号）により義務付けられている「識別表示(プラマーク)」により対象物を識別することとしています。

また、家庭から排出されるその他プラ容器の形状別の割合（図３－４）は、フィルム類とトレイ類が多くを占め、形状で判断が容易と考えられるボトル類やカップ類の割合は小さくなっています。

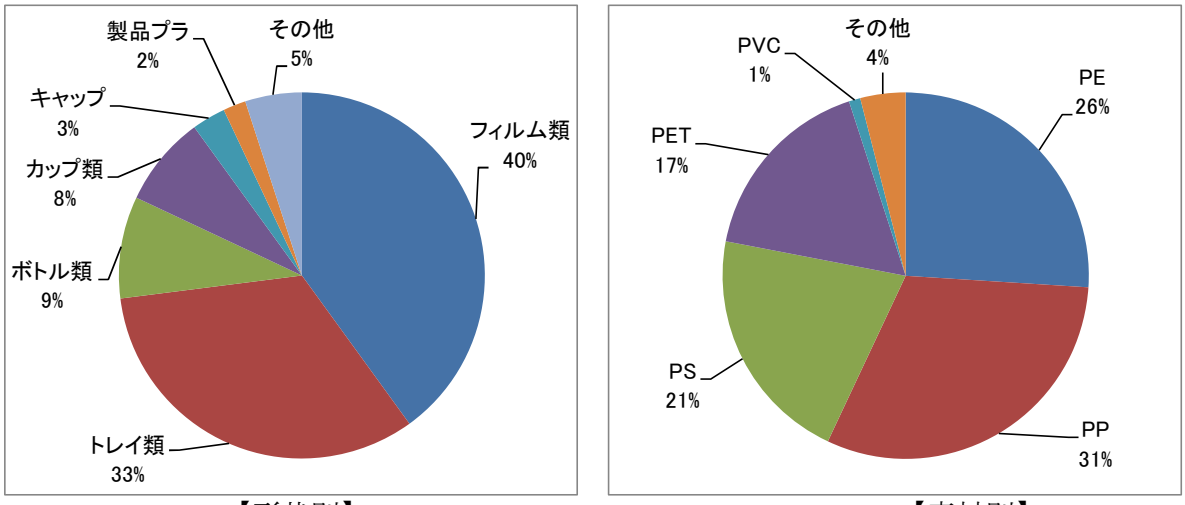

【形状別】　　【素材別】

※資料：「平成 24 年度プラスチック製容器包装に係る実証実験（中間報告）」
（（財）日本容器包装リサイクル協会）より

図３－４　家庭から排出されるその他プラ容器の構成比（重量比）

（２）分別の対象

その他プラ容器は多種多様で、プラマークの識別表示も表示箇所等の制限から全ての容器に付けられているものではありません。また、紙やビンなどの分別の場合でも求められますが、汚れたものを除く必要があります。しかし、その他プラ容器は容器であることから、例えば、コンビニの弁当やシャンプーボトルなどは、容器に汚れの残ることも多いと見込まれます。

実際に、その他プラ容器の分別においては、様々な制約が見込まれますが、分別の種類を限定するなど制約しすぎると、分別した回収量が少なく、分別の目的としている「ごみ焼却量の削減」が期待できなくなります。また、分別されなかったその他プラ容器は、焼却処理されることから環境負荷の低減につながらなくなります。

一方、制約を緩めることで、不適物が混在することにつながった場合は、分別後の選別等の処理工程において、余分な費用や環境負荷が見込まれることになります。

このため、分別の種類については、市民に分かりやすく情報提供していくことが必要で、その上で、誰もが識別しやすいプラマーク が表示されているものを基本に対象にすることが望ましいと考えられます。

８．分別収集・回収の方法

分別収集･回収の方法は、対象となるその他プラ容器の種類と見込まれる量に対して、望ましい方法を選択する必要があります。

なお、その他の資源ごみ（空きビン、空きカン、ペットボトルなど）の分別収集･回収の方法は既に定着しており、選定にあたっては、既存のごみの収集･回収体制も考慮することが重要となります。

（１）回収量

本市では、現在、その他プラ容器の内、白色トレイを一部店舗及び拠点により回収を実施しています。平成 25 年度の拠点回収での白色トレイ回収量は約３ｔでした（表３－３）。平成 25 年度の収集の燃やすごみ量 12,348ｔの内、約 10t が燃やされている状況です。

表３－３　白色トレイ回収量及び燃やすごみへの混入推計量

（単位：ｔ/年）

項目	H20	H22	H23	H24	H25
白色トレイ	4	4	4	3	3
燃やすごみへの混入推計量※	10	10	10	10	10

※「平成23年度京田辺市家庭系ごみ組成分析調査」より収集燃やすごみ量の0.08%

その他プラ容器の分別を実施した場合、収集の燃やすごみ量の削減には大きく貢献するものと考えられます。平成 25 年度の収集の燃やすごみ量 12,348ｔの内、その他プラ容器は 6.13%、約 757ｔ の資源化可能な（きれいな）ものが見込まれます。ただし、全ての市民の協力が得られ 100%の収集ができるとは考えられませんので、本市と同程度の人口規模の団体の平均実績値（総排出量に対する割合）2.1%を用いて、平成 25 年度の本市ごみ総排出量 20,820ｔの内、回収が見込まれるその他プラ容器は 437ｔと試算します。今後は、この試算値をもとに検討を行います。

（２）分別収集・回収の方法

現在、本市において、ごみは「定点収集方式」、「拠点回収方式」及び「集団回収方式」により回収しています。これらの方式は、市民の生活に定着しており、その他プラ容器の収集・回収の方式を考える場合、この３つの方式から選定することが適当と考えます。

その他プラ容器の回収をする場合、本市の状況を考慮すると、「拠点回収方式」では回収量を集積する場所を確保することが困難です。また、「集団回収方式」では、市民の自主的な回収によるため、回収する量が少なくなることが考えられます。したがって、

その他プラ容器の回収は「定点収集方式」が妥当と考えます。

（３）分別収集・回収の頻度

その他プラ容器における分別収集・回収の頻度について、ごみ回収量とごみ袋の年間枚数を試算（45L 袋）すると（表３－４）、年間約 486 千袋、年間１世帯当たり 19 袋と試算されます。

表３－５からは、ごみ置場 1 箇所当たり月１回収集で約 14 袋、隔週１回で約７袋、週１回で３袋となります。

これらからみると、隔週１回以上の場合が適当であると考えられますが、この試算値はきちんと詰めた場合であり、実際には乱雑になることが考えられます。また、隔週１回では、家庭にストックする期間が１週間以上となるため、かさばり、保管する場所がないという事例もあります。

また、近隣自治体（京都府と大阪府近隣自治体）の事例（表３－６）をみると、週１回程度（月４回）が多くなっています。

したがって、その他プラ容器の回収頻度は、週１回が適切と考えます。

表３－４　その他プラ容器の回収量とごみ袋の年間枚数（45L、15L 袋換算）

年間回収量	45L袋（ごみ袋）	15L袋（レジ袋使用）
437t	486千袋（19袋/世帯）	1,457千袋（56袋/世帯）

※１　世帯数：26,194世帯（平成25年10月1日現在）
※２　先進事例より45L１袋の重さは「0.9kg」、15Lレジ袋１袋の重さは「0.3kg」とした。

表３－５　ごみ置場当たりのその他プラ容器排出量（45L 袋換算）

年間回収量	45L袋	ごみ置場数	回収頻度による集積量の試算		
			月１回	隔週１回	週１回
437t	486千袋	約3,000箇所	14袋/箇所	7袋/箇所	3袋/箇所

※１　先進事例より45L１袋の重さは「0.9kg」とした。
※２　回収頻度での試算は、月１回を年12回、隔週１回を年24回、週１回を年52回とした。

表３－６　その他プラ容器の分別収集・回収の頻度（近隣自治体事例）

自治体名		収集回数（回/月）
京都府	京都市	4回
	福知山市	4回
	舞鶴市	1回
	綾部市	－
	宇治市	－
	宮津市	4回
	亀岡市	－
	城陽市	－
	向日市	2回
	長岡京市	2回
	八幡市	－
	京田辺市	－
	京丹後市	2回
	南丹市	2回
	木津川市	4回
	大山崎町	4回
	久御山町	－
	井手町	－
	宇治田原町	－
	笠置町	4回
	和束町	7回以上
	精華町	4回
	南山城村	4回
	京丹波町	2回
	伊根町	5回
大阪府	枚方市	4回
	寝屋川市	4回
	四條畷市	4回
	交野市	4回

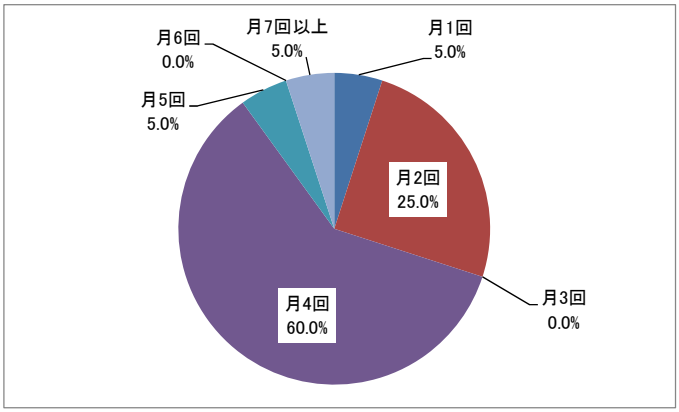

※資料：平成 23 年度一般廃棄物処理実態調査（環境省）

９．分別収集・回収後の処理方法

分別収集・回収したその他プラ容器を適正に資源化するためには、再商品化事業者に引き渡すことになります。その場合の処理ルートとして①容リ法に基づく指定法人ルートと、②再商品化事業者と独自の契約による委託ルートがあります。

（１）処理方法の現状

①指定法人ルート

指定法人ルートは、一般に再商品化事業者が引き取りに来るため、搬送費用は要しないが、容リ法及び指定法人の引き取り品質ガイドラインに基づき、中間処理が求められます。

特徴としては拡大生産者責任の考えから、事業者に対しリサイクルに要する費用を負担させる形となっていますので、多くの自治体で指定法人ルートを選択されています。

容リ法に基づく再生処理業者は、全国で 79 事業者（平成 26 年度、白色の発泡スチロール製食品トレイのトレイ材料リサイクル事業者を除く）が登録しています。

②独自の契約による委託ルート

独自の契約による委託ルートは、市町村の責任において適正処理することとなります。中間処理を要しない場合もありますが、再商品化事業者まで搬送する必要があります。この場合は分別、回収したその他プラ容器の一時保管が必要なります。

特徴としては拡大生産者責任を求めることができなくなり、リサイクルに要する費用は全て排出者である自治体（市民の税金）が負うことになります。

収集・回収後の処理方法は、処理方法に対する市民理解を前提に選択する必要があります。

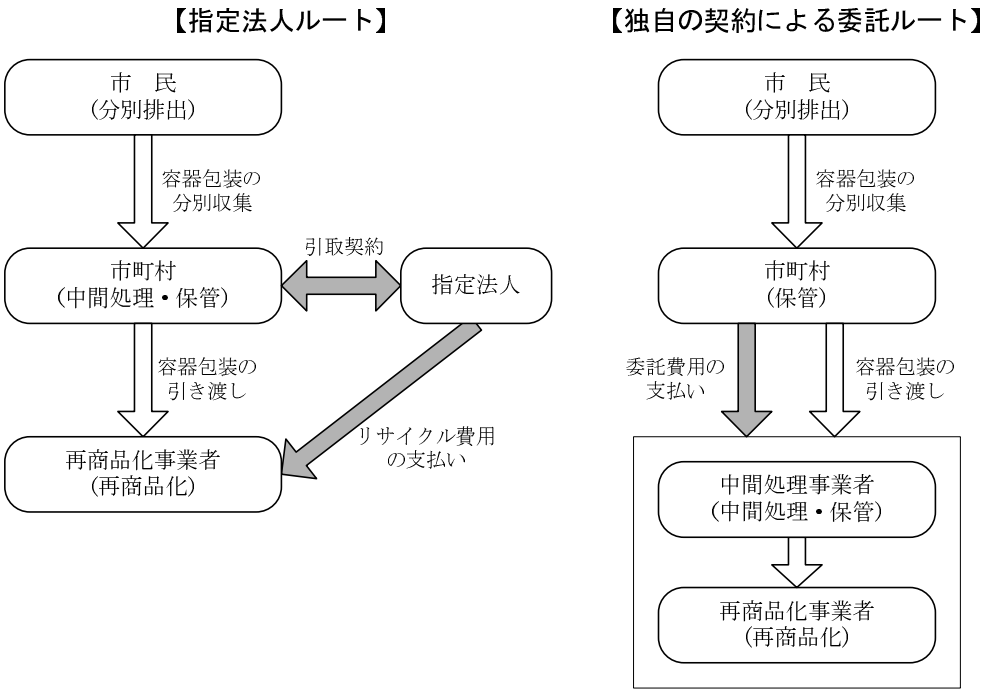

項　目	指定法人ルート	独自の契約による委託ルート
①　分別物の引渡	・容リ法及び指定法人の引き取り品質ガイドラインに基づく中間処理が求められる。（梱包するなど）	・中間処理施設を要しない場合があるものの再商品化事業者に搬送する必要がある。 ・回収、搬送を効率的に行うため、その他プラ容器の一時保管施設が必要となる。
②　処理費用	・一般的に再商品化事業者が引き取りに来るため、搬送費用は必要としない。 （拡大生産者責任に基づくもの） ・その他プラ容器の引渡物が優良な場合は一部費用が支払われる。 （資金拠出制度）	・その他プラ容器の資源化まで、すべて委託費用が必要となる。 ・委託業者が遠方にある場合は、運搬費が高くなる場合がある。
③　リサイクル方法	・材料リサイクル及びケミカルリサイクルを確実に行っている。	・基本的には、材料リサイクル及びケミカルリサイクルを行っているが、業者によっては、それ以外の方法で処理する場合がある。 ・業者によっては、サーマルリサイクルとして焼却の場合もある。
④　実施自治体 （1,296 自治体： H23 実績）	1,043 自治体 （80.5%）	253 自治体 （19.5%）

※　「独自の契約による委託ルート」とは、市町村が（財）日本容器包装リサイクル協会（指定法人）に引取委託を申し込まず、独自に再商品化事業者へ引取委託するルートのことです。

図３－５　指定法人ルート及び独自の契約による委託ルートの流れ（一例）

（２）再商品化製品の状況

循環型社会形成推進基本法では、再使用できないものは、資源としてリサイクル（再生利用）し、リサイクルできず焼却処理する場合は、発電や余熱利用など熱回収するものとしています。また、容リ法では、材料リサイクル、ケミカルリサイクルの２つの方法を提示しており、ここでもサーマルリサイクルは、緊急避難的・補完的な利用に限定しています。

指定法人によるその他プラ容器の再生処理方法は、「材料リサイクル」及び「ケミカルリサイクル」が、再商品化製品販売実績の経年推移（図３－６）をみると、「ケミカルリサイクル」における「コークス炉化学原料化」が最も多くなっています。なお、「材料リサイクル」は平成 20 年度までは増加傾向を示していましたが、ここ近年は横ばい傾向となっています。

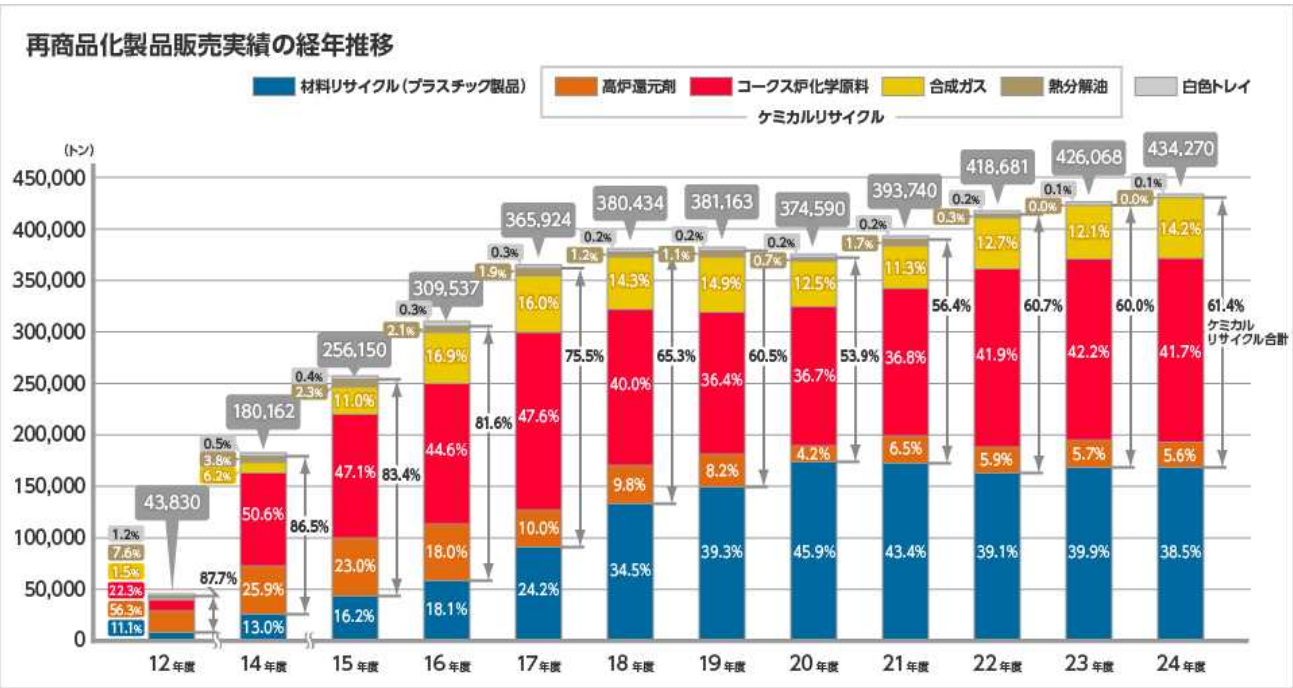

※資料：（財）日本容器包装リサイクル協会のホームページ

図３－６　その他プラ容器の再商品化製品販売実績の経年推移

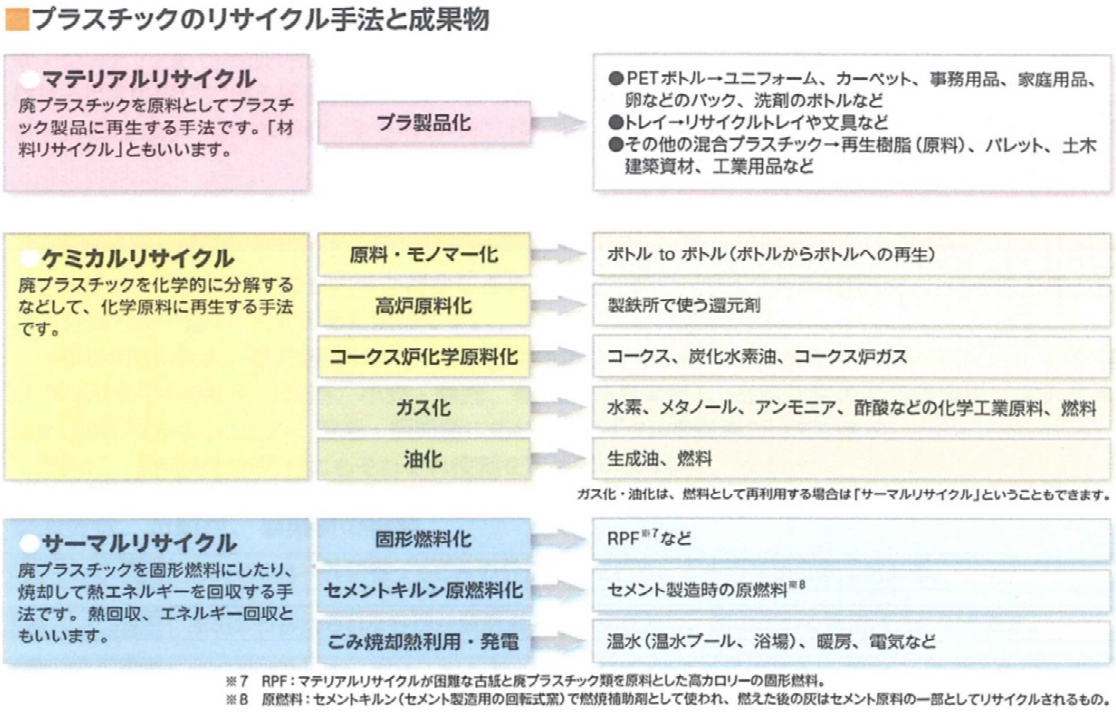

※資料：「プラスチックとリサイクル８つの「？（はてな）」」（（社）プラスチック循環利用協会）

図３－７　プラスチックのリサイクル手法と成果

10. 収集・運搬、中間処理の方法の比較検討

その他プラ容器に関する処理方法の検討は、表３－７に示すとおりに検討しました。

① 市で収集・運搬、中間処理（選別、圧縮・梱包作業）を行うものであり、中間処理施設も本市で建設する。
② 民間に委託（民間中間処理施設へ直接搬入）は、収集・運搬から中間処理（選別、圧縮・梱包作業）を全て民間に委託する。市の施設には入らない。
③ 民間に委託（市施設に一時保管後、民間処理中間処理施設に搬入）は、収集地点から民間中間処理施設までの距離があり、収集効率の低下が考えられ、市の施設に一時保管後、中継輸送により民間処理中間処理施設に搬入する。

表３－７　その他プラ容器の収集・運搬、中間処理方法の比較検討（想定案）

項目		費用	根拠資料
①市で収集・運搬、中間処理	施設建設費※1	170,000 千円	処理施設 1.7t/日×100,000 千円（A市事例より）
	維持管理費	386,745 千円	収集運搬費 437t/年×28 千円/t（B組合資料より）×15 年間＝183,540 千円 施設運営費 437t/年×31 千円/t（B組合資料より）×15 年間＝203,205 千円
	計	556,745 千円	＝施設建設費＋維持管理費
②民間に委託（民間中間処理施設に直接搬入）	施設建設費	－	（施設整備はなし）
	維持管理費	596,505 千円	収集運搬費を含む委託費 437t/年×91 千円/t（C市資料より）×15 年間
	計	596,505 千円	＝施設建設費＋維持管理費
③民間に委託（市施設に一時保管後、民間中間処理施設に搬入）	施設建設費※1	40,000 千円	一時保管施設（ストックヤード） 400m²(437t/年÷52 週÷0.02t/m³÷1.5m＋α[作業スペース])×100 千円/m²
	維持管理費	519,390 千円	収集運搬費 437t/年×28 千円/t（B組合資料より）×15 年間＝183,540 千円 委託費（処理費） 437t/年×35 千円/t（C市資料より）×15 年間＝229,425 千円 民間施設への運搬費 7,095 千円/年※2×15 年間＝106,425 千円
	計	559,390 千円	＝施設建設費＋維持管理費

※１　「①市で処理」及び「③民間に委託（一時保管）」の施設建設費については、事前調査費、用地取得費及び敷地造成費は見込んでいない。また、整備費に関する交付金及び起債に関する交付税措置分も見込んでいない。

※２　民間施設への運搬費は以下のとおりに想定し算出した。
1）4tダンプ車（プラ運搬：0.8t/回→1.6t/日[1日2往復と設定]、レンタル・燃料15,000円/日）
2）作業員（運転手兼積み込み：1名、3,000千円/年）
3）運搬回数：437t/年÷1.6t/回＝273回/年
4）運搬費：15,000円/日×273日＋3,000千円/年＝7,095千円

11. まとめ

① 新たにその他プラ容器の区分を設定して、分別収集を実施することは、容リ法の考え方や周辺自治体の実施状況などを勘案しても、さらには分別収集の目的からも必要と考えます。

② その他プラ容器の分別を行うためには相応の費用を要しますが、これらの分別に取り組むことにより、ごみ全体が減量された事例があるなど、その他プラ容器の資源化だけでなく、市民が目を向けることによって、ごみ全体の減量化に有効であることから、その他プラ容器の分別に取り組むことは妥当であると考えます。

③ その他プラ容器の処理方法については、拡大生産者責任の原則に準じた方法を最優先に考えて、指定法人ルートを基本として、検討します。

④ その他プラ容器の中間処理方法における総処理費を比較検討した結果、「市で収集・運搬、中間処理」が最も小さく、「民間に委託（民間中間処理施設に直接搬入）」が最も大きくなりました。今後は周辺自治体における市民の分別行動の定着度合いや取組状況などを考慮し、収集・運搬、中間処理方法などを総合的に検討して取組方法を決定する必要があります。

	ア. 市で収集・運搬、中間処理	イ. 民間に委託（民間中間処理施設に直接搬入）	ウ. 民間に委託（市施設に一時保管後、民間中間処理施設に搬入）
15 年間の総処理費（千円/15 年）	556,745	596,505	559,390
年間総処理費（千円/年）	37,116	39,767	37,293

⑤ その他プラ容器の施行時期については、分別の必要性、効果及び手順などを市民に丁寧に説明し理解を求める必要があり、先に述べた取組方法の検討期間なども踏まえ、適切な時期に実施します。